

# 越前市の歴史

## 越前国府は奈良時代から「たけふ」に

越前市は平成 17 年 10 月 1 日に武生市と今立町が合併して誕生しました。それぞれ古い歴史を誇っています。なかでも越前国の中心として国府が置かれたことは市として特記すべきことです。国府とは、中央から派遣されてきた国司が政務を執る国庁を中心に造成された古代都市を言います。奈良時代に建設された国府は地方政治の拠点であり、越前国の中心として産業・文化などの先進地でもありました。奈良時代から醸成された国府の文化や匠の技は連綿として今日に受け継がれているのです。この歴史的事実を踏まえ、市民憲章にも「わたしたちは 国府文化と匠の技を受け継ぎ 世界に羽ばたきます」と唱っています。

越前市誕生を機に「太介不の国府」について、「武生市史編さんだより第 30 号」で発表したものを改訂して掲載いたしますので、ぜひ郷土の歴史への理解を深めていただきたいと思います。

### 「太介不」の国府について

越前市教育委員会市史編さん員 真柄甚松  
武生市史編さんだより第 30 号(平成 18 年改訂)

はじめに

#### 武生の由縁

#### 1. 武生に越前国府があった証

##### 1 - 1 建物関係

##### 1 - 1 - 1 国分寺

##### 1 - 1 - 2 御霊神社

##### 1 - 1 - 3 総社

##### 1 - 2 文献

##### 1 - 2 - 1 「和名抄」

##### 1 - 2 - 2 「越前国郡稻帳」

##### 1 - 2 - 3 歌謡

##### 1 - 2 - 4 文学・物語

##### 1 - 3 地理関係

##### 1 - 3 - 1 地名

##### 1 - 3 - 2 条里制

##### 1 - 4 埋蔵文化財関係

#### 2. 武生に国府をおいた時期

#### 3. 越前国府建設の場所として「太介不」を選定した理由

##### 3 - 1 愛発関に近い

##### 3 - 2 天然の防御地

##### 3 - 3 諸産業の先進地

##### 3 - 4 進んだ文化地域

##### 3 - 5 国府のスペースと豊かな水

##### 3 - 6 交通の要衝

##### 3 - 7 四神相応の地

おわりに

## はじめに

越前市は平成 17 年 10 月 1 日に武生市と今立町が合併して誕生しました。それぞれ古い歴史を誇っています。中でも越前国の中心として国府が置かれたことは市として特記すべきことです。国府とは、中央から派遣されてきた国司が政務を執る国庁を中心に造成された古代都市を言います。奈良時代に建設された国府は地方政治の拠点であり、越前国の中心として産業・文化などの先進地でもありました。奈良時代から醸成された国府の文化や匠の技は連綿として今日に受け継がれているのです。この歴史的事実を踏まえ、市民憲章にも「わたしたちは 国府文化と匠の技を受け継ぎ 世界に羽ばたきます」と唱っています。越前市誕生を機に「太介不の国府」についてまとめておくことにいたします。

## 武生の由縁

「武生」という地名は明治 2 年に命名されたものです。これは、古代歌謡『催馬楽(さいばら)』の「道口」に「見知乃久知 太介不乃己不尔 和礼波安利止 於也尔 万宇之太戸 己々呂安比乃加世也 左支无太知也」とある歌に因んだものです。

この歌の「見知乃久知」とはどこのことでしょうか。越前のことはかつて「古之乃見知乃久知」と言ったのです。十世紀前半に著わされた『和名類聚抄(わみょうるいじゅしょう)(和名抄(わみょうしょう)という)』の越前には「古之乃見知乃久知」と訓(よみ)を付けています。和名抄より前の八世紀末から九世紀初めに成立したと言われる『催馬楽』ですから当然「こしのみちのくち」と読んでいたのでしょう。

和名抄には、備前「岐比(きび)之美知乃久知」、筑前「筑紫(つくし)之三知乃久知」、肥前「比(ひ)之三知乃久知」、豊前「止与久迹(とよくに)之美知乃久知」と訓を付けていますから、国名に「前」が付けば「みちのくち」と言ったことが分かります。しかし、長々しいので国名の部分を略して「みちのくち」と言ったのでしょう。それより国名を省かなくて、短く表現できる「えちぜん」や「びぜん」と音読する方が一般的となり、「こしのみちのくち」や「きびのみちのくち」は忘れ去られてしまったのだらうと思います。

そこで、「みちのくち」と呼ぶ国は 5 か国ありますから、催馬楽の「みちのくち」とはどこか特定できません。次の「太介不乃己不尔」は「たけふのこふに」ですから、「たけふの国府に」であり、この国の国府所在地を「たけふ」と言ったことがわかります。この 5 か国のうち国府所在地を「たけふ」と呼ばない国を消去しますと、残るのは越前です。ですから催馬楽の「みちのくち」は「越前」のことであったことがわかります。

その次の「和礼波安利止 於也尔万宇乃太戸 己々呂安比乃加世也」は「我はありと 親に申したべ 心あいの風や」となり、「左支无太知也」は囃子言葉であろうと言われています。

同じ『催馬楽』の「挿榔(さしぐし)」にも「武生の掾(じょう)」が登場します。掾とは国司の四等官(守・介・掾・目)の第三番目の官のことです。『催馬楽』には「太介不」の地名が二か所出ています。この 2 つの謡の主人公は遊女ではないでしょうか。

これ等『催馬楽』の歌から、奈良・平安時代の越前の国府は「太介不」という所にあったことが分かります。国府があった証拠があれば、そこを奈良・平安時代は「太介不」と言ったことになります。明治 2 年、府中の改名に当たって『催馬楽』の「道」から「太介不 = 武生」としましたが、この歌だけで短絡的に「武生」に国府が置かれていたと判断したのではなく、武生には国府があったと言うしっかりした証拠があったからこそ、当時の識者は古名「太介不」から「武生」と命名したのです。それではその証拠を建物・地名・文献・遺跡などから探ってみることにしましょう。



武生の名の由来

# 1. 武生に越前国府があった証

## 1 - 1 建物関係

### 1 - 1 - 1 国分寺

聖武天皇は、神亀5年(728)、天平9年(737)各国に仏像の造像、経文書写をさせています。天平13年諸国に国分僧寺・尼寺建立の詔(みことのり)を出しています。これ等は仏の力にすがり国家の平安を得ようとする政策でした。

天平13年2月24日の詔に国分寺・国分尼寺について、「そもそも、七重塔を建造する寺は、国の華ともいうべきで、必ず好い場所をえらんで、本当に永久であるようにすべきである。人家に近くて悪臭が及ぶのはよくないし、人家から遠くでは、参集の人々を勞(つか)れさせるので好ましくない。国司らは各々国分寺を厳かに飾るように努め、あわせて清浄を保つようにせよ。間近に諸天(四天王)を感嘆させ、諸夫がその地に臨んで擁護されることを乞い願うものである……。」

(『続日本紀』宇治谷孟語訳)とあって、国分寺建立の場所としては、人家より離れてはいるがそう遠くなく、国の象徴として好ましい所を指定しています。国司との関わりが深い官寺ですから、国府に近い場所を想定していたものと考えられます。

現在の国分寺(越前市京町)の位置や規模は奈良時代のものとは違うであろうことは言うまでもないことですが、武生に国分寺が存在することは見逃せない事実です。たとえ、後世に建立された寺院であろうと国分寺をそう場違いの所に建てる筈はないからです。

平成8年に「紫式部越前武生来遊千年祭」を契機に国庁の所在地を特定しようという機運が高まりました。その一環として旧市立図書館西の空き地を発掘調査しました。その結果、奈良・平安時代初めの地層から、「国大寺」「国寺」「大寺」「足羽」などと書かれた墨書土器(ぼくしょどき)に混じって、福井市篠尾町の篠尾廃寺(しのおはいじ)と同じタイプの瓦も出土したのです。この遺跡(府中城跡遺跡)は南に広がっていると考えられましたが、民家が建っているため発掘することはできず、遺跡の全容を調査することはできませんでした。しかし、これ等の出土品から国分寺との関わりが深い遺跡で、貴重な発掘であったと県内外の研究者からの評価を得ました。篠尾廃寺は足羽郡の豪族生江氏の氏寺と考えられること、天平3年(731)の「越前国大税帳(だいぜいちょう)」(正倉院文書)に、丹生郡の郡司(ぐんじ)主政に生江臣積多(いくえのおみつみた)の名があり、生江氏は丹生郡へも進出していたことなどを考え合わせ、国分寺が国司や郡司の協力のもとに建立されたとすると、この遺跡に篠尾廃寺と同タイプの瓦があっても不思議ではないのです。

また、天平勝宝7歳(755)7月23日と奥付のある「大唐内典録(だいとうないてんろく)巻第十」が根津(ねづ)美術館に所蔵されています。この教典の書写事業は越前国医師 六人部東人(むとべあずまびと)が四恩に報いるためのもので、実際に担当したのは「写左京八条二坊三尾浄磨(みおのきよまる)、一校丹生郡秦嶋主(はたのしまぬし)、二校国大寺僧闡光(せんこう)、装黄匠(そうこうしゅう)左京八条四坊直代東人」でした。「二校国大寺僧闡光」とあるところから、僧闡光は墨書土器「国大寺」が出土した辺に住んでいた僧と考えられます。六人部東人は国医師でしたから国庁の一員であり、秦嶋主は丹生郡人、書写した三尾浄磨は都の住人ではありますが、越前国と関わりのあった人物と考えられますので、この事業は越前の国府を舞台に、都での人間関係によって進められた事業と考えられます(館野和己執筆『福井県史』)。ともあれ府中城跡遺跡から発見された寺院は、国府存在の証をして極めて重要な発掘でした。



墨書土器「国大寺」

## 1 - 1 - 2 御霊神社

本多一丁目に鎮座し「御霊さん」として市民に親しまれている神社であります。嘉永4年(1851)『府中全町家順記』によると現在地より東にありました。町名も「新在家」と言う前には御霊神社(ごりょうじんじゃ)に因んだ「五霊馬場(ごりょうばば)」と言った時期もあったことが辻家文書から分かります。御霊神社は町のシンボリックな神社であったのでしよう。『越前国名蹟考(めいせきこう)』によりますと、「御霊社 新在家にあり。往古は惣社御旅所(おたびしよ)の由」とあって、総社との関わりを示しています。



御 霊 神 社

この神社の祭神は崇道(すどう)天皇(早良(さがら)親王)です。延暦4年(785)造長岡宮使として都の造営にあっていた藤原種継が暗殺される事件が起こりました。大伴継人(つぎと)ら多くが処罰された中に、皇太子早良親王(桓武天皇異母弟)も加担していたという理由で、淡路島へ流罪(るざい)となったのです。身に覚えがない早良親王は断食して無罪を訴えながら移送の途中で死去しました。それでも遺体は淡路島に送られ葬られたのである。桓武天皇は欠員となった皇太子には我が子安殿(あど)親王を充てます。天皇はこの事件を利用して早良親王を罪に陥れ、実子を皇太子にする思惑もはたらいたようです。その後、天皇夫人の死、天皇側近の死、京畿での天然痘(てんねんとう)大流行による多数の死亡者、伊勢神宮の火災、皇太子の病気など良くないことが多発します。この原因を占ったところ「早良親王の怨霊(おんりょう)がとりついている」ということでありました。早良親王の崇(たた)りをおそれた桓武天皇は延暦19年、早良親主に崇道天皇と追称し幣帛を手向け霊に謝っています。それでも災害や病気などやまず、親王の崇りと思われることが起こりましたから、延暦24年4月5日には「諸国に崇道天皇のために小倉を建て、正税四〇束を納め国忌(こくき)や奉幣(ほうへい)の例にならい怨霊に謝するようにせよ」(『日本後記』)と命じています。こうして、国府所在地には崇道天皇を祭神とした神社が建立されたのです。『越前国名蹟考』に「往古は惣社御旅所の由」とあるのは国司・国府と関わりの深い神社であったことを表しています。

## 1 - 1 - 3 総社

全国的に「総社」と言う名称が最初に史料に出てくるのは、『時範記(じはんき)』の承德3年(1099)です。長寛元年(1163)に書かれたという『白山之記(はくさんのき)』には「およそ国々必ず総社・一宮の二社あり。加賀国白山は一宮、府南は総社なり。府南を総社と名付くこと、毎月朔日(さくじつ)ごとに、国勅使(ちやくし)国の八社を詣で御幣を奉り、之を礼し奉る。彼の八社を廻ること、其煩(わずらい)ある間、一所(府南)に之を祝い奉る。故に府南を総社と名付くる也」(木下良著『国府』)とあり、総社とは国司が管内の諸社を巡拝・奉幣する労を省くために、国司が巡拝していた神社の



総社

神霊を合祀し、新しく設けられた神社であります。木下氏は『時範記』の史料から総社の成立時期について、律令本来の国司の機能を失いながらも神拝(しんぱい)は重視され、「国司は神拝のためにより下向するようになった11世紀後半以降になって、総社の存在が必要となったものであろう」と述べています。総社は国司(国府)と関わりの極めて深い神社であることには違いないのです。

しかし、現在の総社の場所や規模は平安時代に建立されたときのものではありません。昭和9年発行の『南条郡誌』に総社の社伝を紹介しています。それによりますと「天正年中に前田利家は府中城を築く計画をした。ところが、二の丸が社地にかかることになる。総社の神威(しんい)を恐れた利家は、天正4年(1576)現在の地に社地を移し、本社・拝殿を造営し、社地を寄進した」とあります。そうだとすると、府中城は現市役所に比定されますから、市役所近辺に総社があったこととなります。府中城跡調査の結果、室町末期の墓石が多く発掘されていますが、最も新しい墓石は元龜2年(1571)で利家の築城と符号するのです。

さて、利家が府中に来た頃の市役所付近には、前述の国分寺が建ち、境を接して総社が建っていたのではないかと考えます。おそらく、国府は、この遺跡の西地域の一角に展開していたのでしょう。武生の住民にとって市役所一角は長い間「国府(府中)の聖地」として敬われ、恐れ多い土地として誰もが手を付けられなかった場所ではなかったかと推測します。ここに手を付けたのは新しい考えを持った戦国大名利家であったことになるのですが、神威や仏罰を拭いきれずに、総社と国分寺をセットで現在地に移したとすると、一筋の道を挟んで総社と国分寺が隣り合わせに位置していることが理解できるのです。



正徳元年 府中絵図より

## 1 - 2 文献

### 1 - 2 - 1 「和名抄」

承平年間(931～937)に成立した『和名抄』第六十三「越前国国府丹生郡に在り、行程上り七日 下り四日」と記されていて、越前の国府が「丹生郡」にあったことが分かります。この時の越前国には敦賀・丹生・今立・足羽・大野・坂井の6郡がありました。後世、武生が属す南条郡はこの時にはまだなく、武生は丹生郡に属していたのです。なお、かつての越前国は能登・加賀国を含む広大な国でした。能登国は養老2年(718)に、加賀国は弘仁14年(823)に越前国から分かれて建国しますが、その理由は「国府に遠い」ことでした。加賀国ができた年に18郷の丹生郡から9郷を分けて「今立郡」が誕生します。これも郷が18もあって郡行政に支障を来したからです。

### 1 - 2 - 2 「越前国郡稻帳」

天平5年(733)の越前はのちの加賀国も含んでいましたから、敦賀・丹生・足羽・大野・坂井・江沼・加賀の七郡から成っていました。正倉院文書に天平5年に中央へ提出された「越前国郡稻帳」があります。郡稻とは、現在の県庁に当たる「国庁」の雑経費や中央進上物の交易費に用いられるもので、その収支決算書である「郡稻帳」は中央への報告が義務づけられていました。この「越前国郡稻帳」の支出を調べてみますと、色々なことが分かります。その中で国府が丹生郡にあったことが窺(うかが)えるところを二、三紹介しましょう。

越前 不乎 額設  
八正 千公 東各 雜四 稻十 二萬 十東 十萬 八稻 千百 東二 萬 敦賀  
國 程 上 七 日 下 本 四 日 管 六 田 十 六 二 町 千  
大 飯 伊 太 三 方 太 加  
二 十 八 萬 東 雜 各 四 萬 東 本 遠 敷  
二 十 八 萬 東 雜 各 四 萬 東 本 遠 敷

和名抄 (元和本)

檢船使從六位上弟國若麻呂 肆壹傳符壹枚 食新 稻陸束肆把 塩參合貳夕  
酒肆升 一人別稻四把 塩三夕 酒一升  
敦賀丹生貳箇郡各經貳箇日食新 稻參 東貳把 塩壹合陸夕 酒貳升

越前国郡稻帳 (福井県史より)

ア 檢船使(けんぱくし)從六位上弟國若麻呂(おとくにのわかまる)が3人の家来を連れて、船舶の調査に来た時に支給された食料は「稻六束四把 塩三合二夕 酒四升」でした。その内訳として「敦賀と丹生郡を各々二日掛けて通過した食料 稻三束二把 塩一合六夕 酒二升」であると書かれています。檢船使弟國若麻呂は丹生郡まで来たことが分かります。船舶の調査なら港のある敦賀で調査は済むはずですが、丹生郡へやって来たのは国府があったからです。

イ 「越前国郡稻帳」は断簡(だんかん)といって切れ切れになっている文書ですので、どのような目的の使いであったのかは分からないのですが、この年44人が敦賀・丹生郡を各一日掛けて通過した食料「稻一拾七束六把 塩八合八夕」と、丹生郡以北へ行った6人の使いが足羽・坂井・江沼・加賀の四郡を各一日通過した食料として「稻二束四把塩一合二夕」を支出しています。38人は丹生郡まで来た使いで、6人は能登への使いだったのではないかと思います。圧倒的に丹生郡までの使いが多いのは丹生郡に国府があったからです。

ウ 国庁では毎年元旦には朝拝(ちょうはい)の儀の後宴会が行われました。その費用も記されています。この会に参加した史生(ししょう)・郡司・軍毅(ぐんき)等32人の食料として「稻六束四把 塩三合二夕 酒一斗六升」を支出しています。その費用を負担した郡は「丹生郡」でした。このことは丹生郡に国衙があったからに外なりません。

また、丹生郡は収入より支出が多かったので、加賀郡から2000束の稲を移送し、帳尻を合わせています。丹生郡の支出が多いのは、国衙の所在地であったからであろうと考えられます。これ等ア・イ・ウなどの記録から、すでに、天平時代には丹生郡に国府があったことが分かるのです。

その他、正倉院文書から天平宝字2年(758)8月11日の「越前国司牒(こくしちょう)」に、越前の国司が都にいる安都雄足(あどのおたり)に紫あしぎぬの購入を依頼したものです。この時使として派遣されたのは、丹生団百長穴人黒麻呂(ひやくちょうししひとのくろまる)でありました。百長とは兵士百人を統率する「旅帥(りょすい)」のことです。この史料やウの宴に軍毅が参加していることから丹生軍団があったことは明らかです。全国的史料からすると国府のある郡に軍団が置かれたことが多いのです。このことはまた、丹生郡に国府があったことの証であります。

天平神護2年(766)の「越前国司解」に東大寺の荘園椿原荘の経緯も記されています。そのなかに丹生郡岡本郷戸主の佐味公入麻呂が国分寺へ売った土地も含まれています。椿原荘の位置は福井市清水山町地籍に比定されます。岡本郷は国府の一部から西地域に比定されます。国分寺が購入したのは国分寺に比較的近い所にあった土地だからと考えます。

検舶使(けんぱくし)従六位上弟国若麻呂(おとくにのわかまる)が三人の家来を連れて、船舶の調査に来た時に支給された食料は「稲六束四把 塩三合二夕 酒四升」でした。その内訳として「敦賀と丹生郡を各々二日掛けて通過した食料 稲三束二把 塩一合六夕 酒二升」と書かれています。検舶使弟国若麻呂は丹生郡まで来たことが分かります。船舶の調査なら港のある敦賀で調査は済むはずですが、丹生郡へやって来たのは国府があったからです。

## 1 - 2 - 3 歌謡

『万葉集』天平勝宝2年(750)、越中守大伴家持(おおとものやかもち)が越前の判官(はんがん)(掾)大伴池主(いけぬし)へ贈った歌に「私だけで聞けば寂しい、ホトギスよ丹生の山辺へ行って鳴いておくれ」という意味の歌があります。同じ年、家持は水鳥(う)に歌を付けて池主へ贈っています。その歌に「叔羅(しくら)川の瀬を求めて、あなたは鶉飼を楽しみなさい、心の慰めのためにね」とあり、「丹生の山」と「叔羅川(日野川)」が歌い込まれています。越前国府と関わりの深い地名として貴重な史料と言えます。

『紫式部集』に暦に初雪降ると書いた日、日野山に雪が沢山積もった様子を見て「ここに書く、日野山の杉群(むら)を埋めるほどに雪が降っていると。京都の小塩山の松の上にも、今日はまあ雪が散り乱れて降っていることだろうなあ」と歌っています。紫式部は国司館で日野山の初雪を見て歌ったものだろうと考えられます。この歌も国府の位置を想定するには貴重な歌であるといえます。

## 1 - 2 - 4 文学・物語

『源氏物語』の浮舟の巻で、浮舟を慰める母の言葉に「たとえ武生の国府のような遠い所へあなたが行ったとしても、私はこっそりとやって参りましょうものを・・・」と「武生の国府」を引き合いに出しています。武生は式部が彼女の生涯でただ一度都を離れての生活の場所であったから印象が深かったのでしょう。この文言からも越前国府のあったところを「武生」と言ったことが「催馬楽」の「道の口」とともに確実であったこととなります。

14世紀後半の成立と伝えられる『源平盛衰記』ではありますが、その二八に「・・・近江国の住人甲賀入道成覚等を大将として、燧城(ひうちじょう)へ差遣はす、其の勢追継ぎ追継ぎに越前の国府、大塩、脇本、鯖波の宿、柚尾坂、今城(いまじょう)までぞ連きたる。陣をば柚尾峠にとり、城をば燧に構えたり・・・」とあって、地名の位置関係からも国府は大塩の北にあり、その位置が傍証されます。

## 1 - 3 地理関係

### 1 - 3 - 1 地名

北府は府中町の北部に位置し、北陸道に沿った町の一部は「北府町」と言い、この町を取り巻く村部は「北府村」と言いました。『越前国名蹟考』には、「村名の唱は、昔時北国府と云いし遺称なるべし」と述べています。国府は「こくふ」「こう」と呼びましたから北国府「きたこう」が「きたごう」と訛(なま)って呼ばれ、現在に至っているのです。また、中・近世の武生は「府中」と呼ばれていました。全国的なことですが、中世になると、かつての国府の所在地を「府中」と呼ぶようになりましたから、逆に中・近世時代に「府中」と呼んだ所は国府があった所とも言えるのです。ですから武生には国府があった証左(しょうさ)であります。

### 1 - 3 - 2 条里制

最近の条里研究から、越前国の条里が敷かれたのは8世紀の中頃で、郡毎に東北・西北・東南・西南と「四分法」を採っていますから、基準線を設けていることが分かっています(「福井県史」)。そこで復原された越前の条里をみますと、坂井郡・足羽郡の基準線は東に寄っていますが、丹生郡のそれは西に寄っているのです。8世紀の中頃には先に述べた「越前国郡稻帳」からも明らかなように、すでに国府が置かれていましたから、条里制を敷くにも国府を無視することはできなかったと思われます。ですから国府のある西寄りに基準線を持ってきたものと考えられるのです。

## 1 - 4 埋蔵文化財関係

近年旧武生市(かつての武生町とその周辺地域)では道路・住宅・店舗等の造成によって発掘する機会が多く、「村国遺跡」「新町遺跡」「丹生郷遺跡」「高森遺跡」「平出遺跡」「東千福遺跡」「笹生遺跡」「大屋木ノ下遺跡」等々が発見されました。これらの遺跡から奈良・平安時代の墨書土器をはじめ多くの遺物が出土している事実は、国府が置かれていた土地柄を反映しているものと考えられます。瓦専用の窯跡が発見された「王子保窯跡群」から確認された瓦・陶硯(とうけん)・鴟尾(しび)などは、武生盆地に官衙(かんが)や寺院の存在を思わせるものであります。



鴟尾



## 2. 武生に国府をおいた時期

1 - 2 - 2で天平5年の「越前国郡稻帳」から天平5年には越前の国府が丹生郡にあったことを述べました。この決算報告書の内容は天平5年のものではなく、天平3年のものであります。「越前国郡稻帳」とよく似た頃の文書に天平3年の「越前国大税帳」は天平元年の内容です。ですから越前国府は間違いなく天平元年(729)には存在していたのです。それでは武生に国府が置かれたのはいつだったのでしょうか。

律令政治を維持するためには国司など地方行政を監督する必要がありました。国司などが不正をはたらくと公民が疲弊し、律令政治が成り立たなくなるからです。そのため巡察使を派遣しました。その初見は天武天皇14年(685)です。このとき、巡察使が派遣されたのは東海・山陽・山陰・南海・筑紫でした。このとき、「越国」「北陸」などの地名が見あたらないのです。このころまだ「越国」には蝦夷(えぞ)等の勢力が強く、完全に大和朝廷の支配下に入っていなかったのではないのでしょうか。ですから、北陸は巡察使を受け入れる状況になかったのだと推測します。それから7年後、持統天皇6年(692)9月21日に「…越前国司献白蛾(はくが)」(『日本書紀』)という記事が見られます。初めて「越前」という国名が文献に表れた記事です。このことから7世紀の末頃には越蝦夷(こしえぞ)もおおかた朝廷に従い、「越国」は前・中・後に分けられたのであろうと考えられます。記録には「越前国司」とありますから国司が任命されて越前国に駐在していたことは確かですが、そのときの越前守は誰であったのかは分かりません。

『続日本紀』によると越前守として個人名が分かる最初は高志連村君(こしのむらじむらきみ)で和銅元年(708)3月13日のことです。この日は中央と地方の人事異動が行われた日です。中央では左大臣、右大臣、大納言、中納言、式部卿、大蔵卿など25名、地方では個人名国守初出の国13か国(上総・近江・信濃・上野・下野・陸奥・越前・丹波・伯耆・出雲・播磨・備中・備後)と、国守を交代した国16か国(摂津・大和・河内・山背・伊勢・尾張・遠江・下総・常陸・美濃・武蔵・越後・備前・長門・讃岐・伊予)、それに太宰帥(だざいのそつ)及び大貳(だいに)の都合(つごう)56名の人名が知られます。この人事は珍しく多人数であります。このことは、この年2月15日に平城の地に新都造営の詔が出ていることと関わりがあったのではないかと思います。つまり、律令政治を推進するための舞台作りとして、中央には新しく唐の長安に倣った都を造り、地方には鄙(ひな)の都の「国府」の建設に取り組む意気込みが、京官の中に大伴手拍(てうち)が造宮卿(ぞうぐうきょう)に任じられていることも合わせて、感じられるのです。越前守高志連村君は「高志 = 越」の名を名乗る人物で越国出身の宮人であったと考えられますから、中央政府は越前の国柄を熟知している地元出身者を国守に任じたものと考えられるのです。こうして、和銅元年頃より「武生」に国府建設が始まったのではないのでしょうか。

### 3. 越前国府建設の場所として「太介不」を選定した理由

#### 3 - 1 愛発関に近い

「太介不」は、日野川に沿って北へ下り、最初にかける平地である武生盆地の一部です。この太介不の位置は越前国全体(後の能登・加賀圏を含んでいた)から見ればかなり南に偏っています。その理由は古代三関の一つ「愛発関(あらかのせき)」の管理は越前の国司に任されていたからであります。それなら敦賀に置けばいいのではないかと考えられます。しかし、国司には関の管理以上に大事な国内の管理という任務がありましたから、越前国の端に位置する敦賀では、公民の負担は大変なものとなります。弘仁 14 年加賀国を建てたときの理由は「国府まで遠い」ことでした。それが敦賀より 30 数キロ加賀よりの武生にあってのことですから、敦賀に国府を置こうとしても政府は認めなかったと思います。そこで、愛発関からすれば敦賀の次に近い武生盆地が選ばれたのであろうと考えます。

#### 3 - 2 天然の防御地

八世紀の初め、北方の蝦夷に対する恐怖がまだまだ拭いきれない時期でしたし、「海の道」によって大陸と結ばれている越前は大陸に開いた玄関でもあって、多くの高い文化を受け入れてきた歴史があることは事実ですが、友好交流ばかりとは考えられません。侵略を受ける可能性も高く、両刃(もろは)の剣に似た土地柄であります。当時の東アジアの国際情勢を考えると海からの恐怖も念頭に置かねばなりません。これ等を考慮すれば、武生盆地はそれを取り巻く周辺の山はあたかも城壁に似て守備し易い地形であります。

#### 3 - 3 諸産業の先進地

盆地には広い農地がひろがり繊維・製紙・窯業などの産業も盛んで、ここで暮らす人々の数も多く、おそらく越前国では最も人密度が高かった地域と考えられます。

#### 3 - 4 進んだ文化地域

後世「深草廃寺」「大虫廃寺」「野々宮廃寺」などと呼ばれる寺院が建立されていて、文化の程度も高い盆地であったことは間違いありません。

#### 3 - 5 国府のスペースと豊かな水

高志連村君が越前守に就任した和銅元年頃には、武生は日野川の埋積作用によって高燥化(こうそうか)し、水害を被らない平地ができ、「深草廃寺」を建立するまでになっていたのだろうと考えられます。太介不は、かつては日野川の氾濫原だったのでしょうから、凹地(おうち)・湧き水地帯・円礫地(えんれきち)・砂地・草地などの荒れ地の中に耕地も点在する、かつての瓜生町地籍に見られたような繁茂した竹林がそこそこあったのでしょう。そのような景観から「竹生」が「太介不」となり、「武生」と書かれるようになって一般化したのではないかと推測します。竹を伐り、凹地に土砂を入れるなど多少の整地作業を施せば国府建設に耐えるスペースは確保できたのでしょう。

武生は水のよい所として知られています。日野川の伏流れが住民に生活用水として供給してくれるからです。このことも国府建設には重要な条件であったのです。



三関と国府の位置

### 3 - 6 交通の要衝

交通面では、水上交通として利用できる日野川が近くを流れています。陸上交通としては南北に走る幹線道路「北陸道」。西へ進めばそれほど苦労なく「海の道」に繋がります。東へ行けば池田から美濃国へ行けるなど、交通の要衝に位置しています。

### 3 - 7 四神相応の地

元明天皇が和銅元年に新都平城京を指定した訳として、3月15日の条に「四禽図に叶い、三方山地に囲まれ、平安な地であるとの占いに従った」と記しています。占いによると「東に流水有るを青龍(せいりゅう)といい、南に沢畔有るを朱雀(すじゃく)といい、西に大道有るを白虎(びゃっこ)といい、北に高山有るを玄武(げんぶ)という」とありまして、このような地を「四神相応(ししんそうおう)の地」と説いています。これを平城京に当てはめると、東に佐保川や能登川が流れる青龍、南は低く池なども多い朱雀、西は暗峠(くらみとうげ)や清滝峠によって生駒(いこま)山地を越えて河内へ続く道が白虎、北の平城山が玄武に当たると考えられます。三方山地とは東の春日山塊・西の生駒山地か矢田山丘陵・北の平城山丘陵であろう(館野和己著『古代都市平城京の世界』)と考えられます。

国府の場合も四神相応の地は望ましい場所として、国府設定の条件であったに違いありません。武生の場合、東に日野川(青龍)が流れ、南には窪・久保・池・川原などの小字名が多い水田(朱雀)があり、西には北陸道(白虎)が走り、北には舟山・愛宕山・船岡山(玄武)が点在しています。盆地の三方は東に越前中央山地・南に南条山地・西に丹生山地と、山地に囲まれた安全な場所があります。武生と平城京の地形を比較しますと、土地の高低が南と北とで逆になっていることはありますが、自然環境は大変よく似ていて、四神相応の地と考えたことでありましょう。このように、国府建設の条件のすべてを満たしていた場所が「太介不」であったので、「越前国府」の所在地として占定(せんじょう)されたものと考えます。

## おわりに

越前国府の復原については、これまで多くの学者や研究者によって発表されています。その代表的な齊藤優説をはじめ諸説は、昭和8年に三坂圭治氏が出した『周防国府の研究』が基になっています。最近の発掘調査から「国府は必ずしも平城宮のような方形区画の中に役所が整然と並んでいるとは限らず、中心部の周りに役所が散らばっている。方八町の国府域というのを前提とした推定は誤りを招くことになる」とは山中敏史氏の話(紫式部千年祭『国府の姿と役割』)であります。

武生に置かれた国庁の場所や国府の規模については、土の中に埋まっている証拠を発掘することです。国庁・国司の館・諸役所・工房・軍団跡などが必ずあるはずで。

国府の決め手となるものは、「1. 木簡・墨書土器など文字が書かれているもの」、「2. 硯・筆などの文房具類」、「3. ふいご・金槌・杼(ひ)・管(くだ)など生産用具」、「4. 土器類・石帯(せきたい)・沓(くつ)など生活用具」、「5. 瓦・柱・礎石など建物関係」、「6. 役所などの柱穴、築地・庭園・池・溝・井戸・道路など人工的土木工事の跡等」が考えられます。

武生の場合は複合遺跡であり、国府建設以来、今なお家が立ち並んでいます。ですから耕地化した藤原京や平城京、それに、近江国庁を発掘するような訳にはまいりません。しかし発掘しないかぎり越前国府は永久に解明されないのです。市民の皆様のご協力がこの問題を解く鍵です。紫式部が生活した場所、国庁の位置が特定できる日が来ることを市民の皆様と共に念じています。



石 帯

越前市教育委員会市史編さん員 真柄 甚 松

\* 武生市史編さんだより第30号(平成11年3月発行)を平成18年10月改訂しました。